

事業者用太陽光発電システム導入支援補助金 よくある質問(Q&A)

項目	質問	回答
対象設備	中古品は対象となりますか。	なりません。未使用品のみ補助金の対象となります。
	太陽光発電は全量売電の場合、対象となりますか。	対象となりません。
補助対象者	令和5年3月31日以前に設備の購入に係る契約を行った場合、補助対象者になりますか。	令和5年4月1日以降に電力需給開始した場合のみ補助対象となります。
	令和5年3月31日以前に設置した設備は補助対象者になりますか。	補助対象者となりません。
	今年度に、対象設備の購入契約もしくは対象設備付事業所の購入契約を締結したが、設置が来年度以降になる場合、補助対象者になりますか。	補助対象者となりません。令和6年3月10日までに設置および実績報告が完了する場合、対象となります。
	設備の設置日の定義はありますか。	○購入の場合 ・電力需給開始日(保証開始日)など、設備の運転開始等を証明できる日を設置日とします。 ○対象設備付事業所の購入の場合 ・当該事業所の引き渡し日を設置日とします。
	店舗兼住宅に対象設備を設置する場合は、補助対象者になりますか。	店舗・事務所等との併用住宅に設置する場合も、店舗等にて自家消費する場合、対象となります。
	市外の事業者は、補助対象者になりますか。	PPA事業者のみ対象となります。(PPA事業者とは需要家である市内の事業者に対し、無償で太陽光発電設備を設置し、電気を販売・供給する者。ただし、販売代金へ補助金を還元することが必要です。)
	本市の他の補助金との併用は可能ですか。	併用できません。
交付申請	国や県の他の補助金との併用は可能ですか。	併用可能です。ただし、国・県の補助要件をご確認ください。
	申請書類はどこで入手できますか。	市の「事業者用太陽光発電システム導入支援事業」ホームページより交付申請書をダウンロードしてください。
	申請書類を受付窓口(環境創造課)へ持参してもよいですか。また、メール、FAXでもよいですか。	原則、配達記録の残る書留等にてお送りください。直接持参はお控え下さい。メールやFAX等についても、個人情報保護の観点等や、誤送信や不達などによるトラブルを避けるため、お控えください。
	先着順ですか。	先着順となります。7月3日から8月31日まで申請を受け付けます。予算額を超過した場合、受付終了となります。(ホームページでお知らせします。)
	申請が届いているかどうか確認できますか。	確認できません。審査後、郵送にて通知をお送りします。申請後の概ね1カ月後に通知予定です。配達記録の残る書留等をご利用ください。
	押印は必要ですか。	交付申請書への押印は不要です。
	設備の設置前でも申請できますか。	設置前の申請も可能です。設備のメーカーや型式が未定の場合は、未定で申請してください。ただし、補助要件を満たす設備を導入していただくことが交付の条件となります。

交付申請	交付申請の時点では、市外で事業を行っていますが、市内で事業を行う場合は、申請できますか。	市内事業所で事業を行う場合は、申請できます。令和6年3月10日までに、市内事業所の引き渡しを受けてください。
	太陽光モジュールの公称最大出力の合計値、パワーコンディショナーの定格出力合計値に小数点以下がある場合は、どうしたらよいですか。	小数点第2位以下がある場合は、切り捨ててください。(例:10.56kW → 10.5kW)
	交付申請書の「3.交付申請額の計算」について、1kWあたり5万円の計算が上限100万円を超える場合、どのように記載したらよいですか。	太陽光発電システムの申請額は上限100万円となりますので、1kWあたり5万円の計算が100万円を超える場合、100万円と記載ください。
	申請書の記載内容を間違ってしまったのですが、どうしたらよいですか。	交付決定までは訂正可能ですので、まずは環境創造課へご連絡ください。
	交付決定後、設置する太陽電池の「公称最大出力合計値」が変更になったのですが、変更可能ですか。	交付決定後の変更は、要件を満たす設備であれば、環境創造課へ連絡のうえ、「変更交付申請書」を速やかに提出してください。変更は可能ですが、交付額は申請いただいたときの「公称最大出力合計値」を上限とし計算されますのでご注意ください。 (例:「公称最大出力合計値」13kWh・申請額65万円で交付申請を提出し、交付決定。決定後、「公称最大出力合計値」を20kWhの設備に変更した場合、交付の上限額は65万円となり100万円とはなりません。)
	設置を中止するときには、どうしたらよいですか。	申請を中止するときには、環境創造課へ連絡のうえ、速やかに「中止届出書」を提出してください。
	誰に申請の手続きの代行ができますか。	設備の設置業者や販売業者、事業所の施工業者等、適切な方を代行者として選定してください。
	個人事業主のため、「登記事項証明書」が提出できません。代わりに何を提出すればよいですか。	「開業届」の写し等、事業概要がわかる書類を提出してください。
実績報告の必要書類	PPA事業で補助金の還元方法を示す契約書の写しは、どの箇所を提出すればよいですか。	PPA事業の契約書のうち、契約日、市内事業者(需要家)名とPPA事業者名、設置日、設置場所および補助金の還元方法が明記された箇所の写しを提出してください。
	必要書類(領収書、カラー写真等)は、いつ提出すればよいですか。	設置(支払)完了後30日以内または令和6年3月10日のいずれか早い日までに提出してください。
	設置又は購入金額を証明する書類はだれが作成しますか。	補助対象設備を販売・設置した事業者に作成いただく必要があります。
	設置日を証明する書類は、どのような書類を提出すればよいですか。(※購入契約日が、令和5年3月31日以前の場合のみ)	購入の場合は、保証書(※保証開始日が記載されているもの)等、設置日が証明できる書類を添付してください。難しい場合は、個別に検討いたしますので、ご連絡ください。また、対象設備付の事業所を購入する場合は、事業所の引き渡し日を証明する書類を添付してください。
請求交付	令和6年3月10日までに必要書類の提出ができない場合はどうなりますか。	補助金は交付できません。
	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか。	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
	請求書の押印は必要ですか。	押印は不要です。
	補助金の振り込みはいつ頃でしょうか。	請求書受理後、約1カ月以内に手続きを行います。
	補助金の振込日の通知はありますか。	振込日の通知は行いません。